

平成23年4月1日

社会福祉法人恵愛会 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：従業員の育児休業中における待遇及び育児休業中の労働条件に関する事項について周知を図り、計画期間内に女性従業員の育児休業取得率を100%にします。

《対策》

○平成23年4月～ 育児休業の取得促進のための掲示物等で制度の周知徹底を図る。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年10日以上とする。

《対策》

○平成23年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、従業員へ取得促進を働きかける。

目標3：仕事と家庭の調和を図るため、ノー残業デーを推進する。

《対策》

○平成23年3月～ ノー残業デー開始のための残業時間の把握を行う。

○平成23年4月～ ノー残業デーを導入し従業員への推進を図る。